# 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）

# 交付規程様式等

様式第１　　交付申請書（第５条関係）

　　　　　　別紙１　国立公園等多言語解説等整備事業実施計画書

　　　　　　別紙２　国立公園等多言語解説等整備事業経費内訳書

　　　　　　別紙３　国立公園等多言語解説等整備事業実施後使用見込等申告書  
別紙４　補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

様式第２　　変更交付申請書（第６条関係）

様式第３　　交付決定通知書（第７条関係）

様式第４　　変更交付決定通知書（第７条関係）

様式第５　　計画変更承認申請書（第８条関係）

様式第６　　中止（廃止）承認申請書（第８条関係）

様式第７　　遅延報告書（第８条関係）

様式第８　　遂行状況報告書（第８条関係）

様式第９　　消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第８条関係）

様式第１０　完了実績報告書（第１１条関係）

様式第１１　年度終了実績報告書（第１１条関係）

様式第１２　交付額確定通知書（第１２条関係）

様式第１３　精算（概算）払請求書（第１３条関係）

様式第１４　事業報告書（第１５条関係）

　　　　　　別紙　事業報告書

注 補助事業の実施期間内において国の会計年度が終了したときは、翌年度以降における各様式の名称を「令和○○※１年度（△△※２年度への繰越分）国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）」と変更して取り扱うこと。

※１○○は補助金交付年度、※２△△は当該年度

様式第１（第５条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人番号 |  |

番　　　　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）に係る交付申請書

国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第５条第１項の規定により上記補助金の交付について関係書類を添えて下記の通り申請いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の名称 | ＊事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。 |
| 補助金の交付要望額 | ＊別紙２経費内訳書の金額と同額にすること。 |
| 英語解説文の整備状況  （単純翻訳以外） | ＊観光庁「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」にて解説文を作成する場合はその実施年度とともに「観光庁事業、Ｒ○年度」と記載、本事業内で今年度実施する場合は環境省公園課と事前調整の上、「本事業で実施（環境省と調整済）」と記載すること。 |
| 補助事業の着手及び完了の予定期日 | 交付決定の日　～　令和　年　月　日 |
| （ふりがな） |  |
| 担当者氏名 | ＊事業実施の担当者（事業の窓口となる方で代表者と同じ所属であること） |
| 担当者所属機関・部署名 |  |
| 連絡先（TEL） |  |
| 連絡先（FAX） |  |
| 連絡先（e-mail） |  |
| 書類等の送付先 | 〒 |
| その他（日中連絡先） |  |

添付書類

別紙１　国立公園等多言語解説等整備事業実施計画書

別紙２　国立公園等多言語解説等整備事業経費内訳書

別紙３　国立公園等多言語解説等整備事業実施後使用見込等申告書

別紙４　補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト

その他必要書類

　注１ 「その他参考資料」として、地方自治体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。申請者が地方公共団体以外の者である場合は、以下の①～③に示す書類を添付すること。なお、すでに提出した資料があり、その資料に変更がない場合には提出する必要はない。また、必要に応じて追加書類の提出を求める可能性がある。

1. 申請者の組織概要
2. 経理状況の説明書

※直近の２決算期に関する貸借対照表及び損益計算書、並びに直近２決算期の確定申告書一式（税務署の受付印、ｅ－ｔａｘの場合は受付完了のメール等必須）

※申請時に組織の設立から１会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、組織の設立から１会計年度を経過し、かつ、２会計年度を経過していない場合には、直近の１決算期に関する貸借対照表及び損益計算書

なお、協議会等にあっては事業計画及び収支予算で足りることとする。

③定款や協議会規約等

※ 申請者が個人事業主の場合には、本人確認書類（運転免許書等）を添付すること。

別紙１

国立公園等資源整備事業費補助金

国立公園等多言語解説等整備事業実施計画書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ＊様式第１に記載した事業名を記載すること |
| 公園等名称  及び実施地区名 | ※園地、登山道、ビジターセンターその他施設の所在地区名を記入する。  （看板等の工作物の設置については事業実施場所の地図及び画像（着手前）を添付すること。） |

［本事業の目的］

|  |
| --- |
| ※国立公園、国定公園及び長距離自然歩道利用者の地域での体験滞在の満足度向上のために、本事業をどのような目的をもって実施するのか記載する。 |

［本事業の概要］

|  |
| --- |
| 本事業の概要を具体的にわかりやすく記載する。 |

［観光庁多言語事業との関係］

|  |
| --- |
| ※観光庁多言語事業との関連性について記載する。（観光庁多言語事業との関連性を示す資料として、作成済みの英語解説文については「整備実施一覧」及び該当する英語解説文を添付すること。令和５年度に作成予定の英語解説文を活用予定の場合には、観光庁への申請時に提出した「整備対象一覧表」またはそれと同等な情報が記載された書類を添付すること。） |

［整備する解説文の言語（英語以外）］

|  |
| --- |
| □中国語　　　　　　　　　　□韓国語　　　　　　　　□ポルトガル語  □スペイン語　　　　　　　　□アラビア語  □その他　（　　　　　　　　）  ※該当する媒体に☑を記入する |

［整備する媒体の種類］

|  |
| --- |
| □看板・案内板の設置・改修　□展示物の設置・改修　□ＱＲコード・ＵｎｉＶｏｉｃｅ等の導入  □デジタルサイネージの導入　□ＷＥＢサイト　□アプリ作成　□パンフレット作成  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ※該当する媒体に☑を記入する |

［外国人旅行者のニーズの把握状況］

|  |
| --- |
| ※整備対象地域を利用する主要な外国人旅行者の出身国やニーズの把握状況を記載する。 |

［地権者との調整状況］

|  |
| --- |
| ※本事業で利用する土地の所有者及び所有形態を記載する。（看板の設置等工作物のみ該当） |

［使用見込期間］

|  |
| --- |
| ※看板類、展示物、ＷＥＢサイト等の使用見込期間を記載する。 |

［事業実施体制］

|  |
| --- |
| ＊本事業の実施体制を図など使ってわかりやすく記載する。（別紙を添付してもよい） |

［事業実施スケジュール］

|  |
| --- |
| ＊事業の実施スケジュールを記入する。（別紙を添付してもよい） |

注１ 事業に関する内容を確認できる、設備等の設計図（システム図）、配置図、仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等をできる限り添付すること。（申請時に準備ができない場合、交付申請後追加の提出を求めることがある。）

注２ 各記入欄の幅は変更可だが、全体としてＡ４用紙４枚以内に収めること。

別紙２

国立公園等資源整備事業費補助金

国立公園等多言語解説等整備事業経費内訳書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ＊様式第１に記載した事業名を記載すること |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入の部 | 区分 | 金額  （予定を含む） | 備考 |
| 本事業以外の  寄付金その他収入 (A) |  | ＊国の他の補助金を併用する等収入がある場合は記載してください |
| 自己負担金 (B) |  |  |
| 本事業による補助金の  交付要請額 (C) |  | ＊算出方法は、交付要望額計算欄を参照 |
| 収入合計 (D) | |  | ＊事業費合計(E)と一致する |
| 内消費税相当額 | |  | ＊消費税込みで申請する場合は入力 |

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 支出の部 | 事業経費 | | | | | |
|  | 区分 | | 科目 | 金額 | 備考 |
| 工事費 | 本工事費 | (直接工事費) |  | ＊科目は全て税抜き記載 |
| 材料費 |  |  |
| 労務費 |  |  |
| 直接経費 |  |  |
| (間接工事費) |  |  |
| 共通仮設費 |  |  |
| 現場管理費 |  |  |
| 一般管理費 |  |  |
| 付帯工事費 | 付帯工事費 |  |  |
| 機械器具費 | 機械器具費 |  |  |
| 測量及試験費 | 測量及試験費 |  |  |
| 設備費 | 設備費 | 設備費 |  |  |
| 業務費 | 業務費 | 業務費 |  |  |
| 計 | | | |  |  |
| 消費税 | | | | |  | ＊消費税込みで申請する場合は入力 |
| (E) 事業費合計 | | | | |  |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付要望額計算欄 | 事業費合計 (E) | 寄付金その他の収入 (A) | | 差引額(F)  =(E)-(A) | 補助対象経費  支出予定額(E) |
|  | | | | |
| (F)と(E)を比較して少ない方 | | 3分の2を乗じる  ⇒ | 交付要望額 (C) |

交付額の算定方法

ア　総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。

イ　アにより算出された額と補助対象経費とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額を交付額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

注　経費の配分を変更する場合にあっては、変更前の金額を上段に（　）書き、変更後の金額を下段に記載すること。

別紙３

国立公園等多言語解説等整備事業実施後使用見込等申告書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | ＊様式第１に記載した事業名を記載すること | |
| 観光庁多言語事業との関係  （※１） |  | |
| 事業内容 | ア-①～③  又は⑧ | ←**公募要領P1の１．（３）補助事業の内容に合致した事業であるか確認してください。** |
| ア-④～⑤ | ＊併用されるコンテンツ制作についても記載すること |
| ア-⑥～⑦ | ＊併用されるコンテンツ呼び出しについても記載すること |
| イ～エ |  |
| 実施箇所及び用途  （所在地及び施設名） |  | |
| 事業の規模  （※２） | ＊事業規模がわかる書類を添付してください。 | |
| 見積額・積算基礎等  （※３） | ＊見積書等の積算根拠がわかるものを添付してください。 | |
| 整備対象言語 |  | |
| 土地の所有者及び所有形態  （※４） |  | |
| 法定耐用年数 | ＊整備予定の設備等に係る減価償却資産の耐用年数を記入してください。 | |
| 効果把握のための定量的な指標・目標値① | ＊補助事業終了後も継続的に効果把握するための定量的な指標・目標値について記入してください。 | |
| 効果把握のための定量的な指標・目標値② |  | |

［自然公園法の手続き］

|  |  |
| --- | --- |
| ＊申請にあたっては、必ず、国立公園については所管する自然保護官事務所等に、国定公園については所管する都道府県等に、事前の説明・相談をすること。対応者の所属・氏名を確認の上、確認欄に記入すること。  ＊本補助事業の一環として国立・国定公園内に工作物の設置や設備設置等を実施する場合、自然公園法第１０条に規定された国立公園事業に係る手続き、法第２０条及び法第２１条に規定された特別地域及び特別保護地区にかかる手続き、若しくは法第３３条に規定された普通地域における届け出の手続きを要する可能性がある。事前の説明・相談の結果、手続きが必要な場合には、必ず、自然保護官事務所等の指示に従って、必要な手続きや事前調整を行うこと。 | 確認欄 |
| 自然保護官事務所等の対応者  所属：  氏名： |

※１　観光庁多言語事業との関連性を示す資料として、平成30年度から令和４年度の間に作成済みの英語解説文については、「整備実施一覧」及び該当する英語解説文を添付すること。令和５年度に作成予定の英語解説文を活用予定の場合には、観光庁への申請時に提出した「整備対象一覧表」またはそれと同等な情報が記載された書類を添付すること。

※２　看板等の工作物の設置については事業実施場所の地図及び画像（着手前）を添付すること。

※３　表中の単価及び数量については、その根拠となる資料（見積書、仕様書等）を添付すること。（事業計画と重複する場合は不要）

※４　「土地の所有者及び所有形態」は、看板の設置等工作物の設置のみ該当する。

別紙４

**補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト**

補助事業の申請者名：

該当あり＝■　該当なし＝□

消費税仕入税額控除の対象となる場合は**、原則として補助対象経費から消費税等相当額を除外した補助金額**にて交付申請していただく必要があります。  
例外的に、以下に該当する場合は、消費税込みで交付申請を行ってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1．補助事業者が、納税義務者ではない又は地方公共団体の一般会計である。 | YES  □ | NO  □  └→2へ |

※YESの場合は、消費税を含めて交付申請を行い、仕入控除税額の報告・返還は不要。NOの場合は、2．へ。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 2．補助事業者が、次のいずれかに該当する。 |  |  |
| 1. 消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除され、かつインボイス発行事業者でない者（3．へ） | YES  □  └→3へ | NO  □ |
| 1. 消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（4．へ） | YES  □  └→4へ | NO  □ |
| 1. 消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者（5．へ） | YES  □  └→5へ | NO  □ |
| 1. ①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者（6．へ） | YES  □  └→6へ | NO  □ |
|  | | 全てNO↓  消費税抜きで申請 |

※2.の①から④に該当しない（全てNOの）場合は、消費税抜きで交付申請を行う。  
いずれかの項目がYESの場合は、3.から6.の各項目を確認し、全ての項目でYESであれば消費税込みで交付申請を行う。

【2．において「①」を選択した場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 3．消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者 | | |
| ①課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること | YES  □ | NO  □ |
| ②課税事業者（インボイス発行事業者を含む）を選択していないこと | YES  □ | NO  □ |
| ③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、公募要領に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES  □ | NO  □ |
| ④特定期間における課税売上高が1,000万円を超えないこと（平成25年度予算事業より適用） | YES  □ | NO  □ |

※①から④で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付申請を行う。

【2．において「②」を選択した場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 4．消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者 | | |
| ①課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること | YES  □ | NO  □ |
| ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること | YES  □ | NO  □ |
| ③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと | YES  □ | NO  □ |
| ④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者となった場合、公募要領に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES  □ | NO  □ |

※①から④で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付申請を行う。

【2．において「③」を選択した場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 5．消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者 | | |
| ①補助事業終了後、特定収入割合を証明する計算書類の提出をすること | YES  □ | NO  □ |
| ②特定収入割合が５％以下になった場合、公募要領に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES  □ | NO  □ |

※①から②で１つの項目でもNOがあれば、消費税抜きで交付申請を行う。

【2．において「④」を選択した場合】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 6．２．①から③以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者 | | |
| 1. 補助事業終了後、公募要領に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと | YES  □ | NO  □ |

※①でNOであれば、消費税抜きで交付申請を行う。

|  |
| --- |
| 参考  補助金に係る消費税等の仕入控除について  消費税の仕入税額控除は、仕入れ控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を消費税の確定申告により控除できる制度です。  　税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者に消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上に伴う預かり消費税の対象にはなりません。  　しかし、補助金として受け補助事業において支払った消費税は、その全部又は一部が支払い消費税の対象になるため、当該補助事業者は、自らが負担したわけではない補助金分の消費税についても、補助事業以外における支払い消費税と合わせて仕入税額控除を受けることになります。  　このため、補助金の交付決定又は額の確定にあたっては、（１）の計算方法により補助対象経費から消費税及び地方消費税等相当額（以下「消費税等相当額」という。）を除外した補助金額を算定し、交付決定又は額の確定を行います。  　ただし、（２）に掲げる者については、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。  （１）補助対象経費区分毎の計算方法  ①人件費（労務費）  　補助事業者に直接雇用等されている人件費は、課税仕入れとはならないため、消費税等相当額の除外は行わない。ただし人材派遣等による人件費は課税仕入れとなるため、消費税等相当額を除外する。  ②事業費等  （ⅰ）事業費等の大半は課税仕入れであることをふまえ、経費の合計額に100/110を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。  （ⅱ）事業費等に課税仕入れの対象外となる経費が含まれる場合、補助事業者の仕入税額控除の対象外であることを確認した上で、消費税等相当額を除外しないことができる。  ③一般管理費  （ⅰ）一定割合により算出する場合、①及び②で算出された消費税等相当額を除外した対象経費に一定割合乗じることをもって消費税等相当額を除外したものとみなす。  （ⅱ）積上げにより積算する場合、②（ⅰ）同様に一般管理費の合計額に100/110を乗じて補助対象経費を算出することをもって消費税等相当額を除外する。  （２）補助対象経費から消費税等相当額を除外しないことができる場合  　次の場合については、消費税等相当額を除外することに伴い、自己負担額が増加する等の理由により補助事業の遂行に支障をきたす可能性が懸念されます。  　このため、交付決定時に次の各項目における確認事項を確認すること及び補助事業終了後には交付要綱に基づき消費税の確定申告に伴う報告書の提出等を求めることにより、消費税等相当額を含む額で交付決定又は額の確定を行うことができることとします。  （ⅰ）消費税法第５条の規定により納税義務者とならない者  【確認事項】  納税義務者でないこと  （ⅱ）消費税法第９条第１項の規定により消費税を納める義務が免除される者  　課税期間（個人事業者：暦年、法人：事業年度）の基準期間（個人事業主：その年の前々年、法人：その事業年度の前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下であり、課税事業者を選択していないこと  　ただし、基準期間が１年でない法人の場合、原則として1年相当に換算した金額により判定する。また、新設された法人については、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の額が1,000万円以上でないこと  【確認事項】  ①課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下であること※  ②課税事業者を選択していないこと  ③国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと  ※ただし、課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、特定期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その年またはその事業年度における納税義務は免除されません。  ④特定期間（個人事業者：前年1月1日～６月30日、法人：原則として直前期の上半期）における課税売上高が1,000万円を超えないこと  （ⅲ）消費税法第37条第１項の規定により中小事業者の仕入に係る消費税額の控除の特例が適用される者  　その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であり、簡易課税制度を選択していること  【確認事項】  ①課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下であること  ②消費税簡易課税制度選択届出書が提出されていること  ③消費税簡易課税制度選択不適用届出書が提出されていないこと  ④国の会計年度と事業年度等の相違により、補助事業年度途中において課税事業者になった場合、交付要綱に基づき消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと  （ⅳ）消費税法第60条第４項の規定により国、地方公共団体等に対する仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者  【確認事項】  　国の特別会計、地方公共団体の特別会計又は消費税法別表３に掲げる法人（特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、学校法人、社会福祉法人等を含む）に該当すること  （ⅴ）消費税法第60条第６項の規定により国、地方公共団体の一般会計に係る業務の仕入れに係る消費税額の控除の特例が適用される者  【確認事項】  　国、地方公共団体の一般会計に係る補助事業であること  （ⅵ）（ⅰ）から（ⅴ）以外の者であって、特段の理由により、消費税仕入控除税額の報告及び返還を選択する者  【確認事項】  　補助事業終了後、交付要綱に基づく消費税に係る仕入控除税額の報告を行うこと  別紙４の補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリストを応募申請書類とともに必ず提出してください。  ※応募申請者が「消費税を納める義務が免除される者」に該当するか否かについて判断に迷う場合は、申請者が税理士や所轄の税務署等に確認をしてください。 |

様式第２（第６条関係）

番 号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）変更交付申請書

令和 年 月 日付け財自公第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）について、下記のとおり交付申請を変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第６条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１ 補助金変更申請額

２ 変更内容

３ 変更理由

４ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

注１ １の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

注２　 添付書類は、様式第１のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙２については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載する。

注３　３　変更理由は具体的に記載する。

様式第３（第７条関係）

財自公第 号

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）交付決定通知書

補助事業者名　●●●●●殿

令和　　年　　月　　日付け 第 　号で交付申請のあった国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）については、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一

記

１ 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和　年　月　日付け第 号交付申請書のとおりである。

２ 補助金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助事業に要する経費 金 円

補助金の額 金 円

３ 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、令和 年 月日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。

４ 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付要綱（平成３１年４月８日付け環自国発第１９０４０８６号）、国立公園等多言語解説等整備事業実施要領（令和５年２月２４日付け環自発第２３０２２４３号）及び交付規程（令和５年５月１９日）に従わなければならない。

５ この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から１５日以内とする。

６ 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第５条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

７　令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）は、政治資金規正法第２２条の３第１項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

８　本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第４（第７条関係）

財自公第 号

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）変更交付決定通知書

補助事業者　●●●●●殿

　令和 年　　月　　日付け第　　号で変更交付申請のあった国立公園等資源整備事業費助金（国立公園等多言語解説等整備事業）については、国立公園等資源整備事業費補助金(国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第７条第１項の規定により、令和　　年　　月　　日付け 財自公第　　　号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

　　　　　　　　令和 年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一

記

１ 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、令和　年　月　日付け第　　　 号変更交付申請書のとおりである。

２ 変更後の補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助事業に要する経費 金 円 変更前補助金の額 金 円

変更後補助事業に要する経費 金 円 変更後補助金の額 金 円

増 減 額 金 円 増 減 額 金 円

３ 補助対象経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、令和　年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。

４ 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号）、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付要綱（平成３１年４月８日付け環自国発第１９０４０８６号）、国立公園等多言語解説等整備事業実施要領（令和５年２月２４日付け環自発第２３０２２４３号）及び交付規程（令和５年５月１９日）に従わなければならない。

５ この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は変更交付決定の通知の日から１５日以内とする。

６ 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第６条第２項において準用する第５条第２項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税等の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

７ 令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）は、政治資金規正法第２２条の３第１項による寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものと判断する。

８　本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第５（第８条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け財自公第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）の計画を下記のとおり変更したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第８条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１ 変更の内容

２ 変更を必要とする理由

３ 変更が補助事業に及ぼす影響

４ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

注１ 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第１の別紙１に変更後の内容を記載して添付すること。

注２ 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第１の別紙２に変更前の金額を上段に

（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

注３　いずれの項目も極力具体的に記入すること。

様式第６（第８条関係）

番 　　号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 財自公 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第８条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

１ 中止（廃止）を必要とする理由

２ 中止（廃止）の予定年月日

３ 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響

４ 中止（廃止）後の措置

５ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

注 中止（廃止）までに実施した事業の内容を記載した書類及び様式第１の別紙２に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第７（第８条関係）

番　　　 号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）遅延報告書

令和 年 月 日付け財自公 第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）の遅延について報告し、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第８条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

１ 遅延の原因及び内容

２ 遅延に係る金額

　　　　補助事業に要する経費　　　　金　　　　　　　　　円

　　　　補助金額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　円

３ 遅延に対して採った措置

４ 遅延等が補助事業に及ぼす影響

５ 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

実施予定日　令和　　年　　月　　日

　　　完了予定日　令和　　年　　月　　日

６ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

注１ 　事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

注２ 「２　遅延に係る金額」については、その金額とともに、事業費の内訳を記載する。

様式第８（第８条関係）

番 　　号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）遂行状況報告書

令和 年 月 日付け財自公第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）の遂行状況について、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第８条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

１　　報告内容

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費  の区分 | 交付決定額  (円) | 実施額(円) | 遂 行 状 況 |
| 事業費 |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |

２ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

※様式第８は参考書式であり、補助事業者は８条第六号による報告を求められた場合には、随時必要な項目を報告すること。

様式第９（第８条関係）

番 　　　号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 財自公第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）について、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第８条第九号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１ 補助金額（交付規程第１２条第１項による額の確定額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２ 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る

仕入控除税額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

注 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第１０（第１１条関係）

番　　　　 号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）完了実績報告書

令和 年 月 日付け財自公第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）を完了（中止・廃止）しましたので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第１１条第１項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１ 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

　　　金 円（令和　年 月　 日付け財自公第　号）

（うち消費税及び地方消費税相当額 円 ）

２ 補助事業の実施状況

（１）補助事業の内容

（２）補助事業の効果

３ 補助金の経費実績

別紙のとおり

４ その他参考資料（領収書等含む）

５ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

別紙

経費実績

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交付決定内容 | | 経費実績 | | | (6)  補助金以外の収入額 |
| (1)  補助対象経費の区分 | (2)  補助交付決定額 | (3)  流用増減額 | (4)  補助対象経費の 額  (2)＋(3) | (5)  補助金所要額  =(4) |
| 事業費 |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| (7) | (8) | (9) |  |
| 改  補助金所要額 | 補助金受領済  額 | 過不足額 | 備考 |
| (5)－(6) |  | (8)－(7) |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

様式第１１（第１１条関係）

番 　　　号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け財自公第　　　　　号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）の令和 年度における実績について、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第１１条第２項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１ 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

　　金 　　　　　　　　　　　　　　　円（令和　年　月　日付け財自公第　　号）

（うち消費税及び地方消費税相当額 円 ）

２ 補助事業の実施状況

翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

３ 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

４ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

別紙

経費所要額実績

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 交 付 決 定 の 内 容 | | 年 度 内 遂 行 実 績 | | 翌 年 度 繰 越 額 | |
| (1)補助事業に要する経費 | (2)交付決定額 | (3)事業費支払実績額 | (4)補助金受入額 | (5)補助事業に要する経費  （1）－（3） | (6)補助金所要額  （2）－（4） |
|  |  |  |  |  |  |

様式第１２（第１２条関係）

財自公第 号

年　　　月　　日

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）交付額確定通知書

補助事業者名　　　　　　　殿

令和 年 月 日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人自然公園財団

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表理事　熊谷　洋一

令和 年 月 日付け財自公第 号で交付決定した国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）については、令和 年 月　　日 付け 第 号の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第１２条第１項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

確　定　金　額　　　金 円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 　 円については、交付規程第１２条第２項の規定により令和　 年　 月　 日までに返還すること。

　本件担当者の氏名、連絡先等

担当者の所属部署・職名・氏名

連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第１３（第１３条関係）

番　　　　　　　 　　　号

年 月 日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）精算（概算）払請求書

令和 年 月 日付け 財自公 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）の精算払（概算払）を受けたいので、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）交付規程第１３条第２項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

１ 請求金額　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　 円

２ 請求金額の内訳

（概算払の場合）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費の区分（事業費） | 交付決定額 | 支出費用状況 | | | 概 算 払 受 領 済 額  ⑤ | 差引請求額  ④－⑤ |
| 実績額  ② | 見込額  ③ | 合 計  ④＝②+③ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |

（精算払の場合） (単位：円)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 交 付 決 定 額 | 確 定 額  ① | 概算払受領済額  ② | 差 引 請 求 額   1. －② |
|  |  |  |  |

３ 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義（フリガナ）

４ 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る。）

５ 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

様式第１４（第１５条関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

一般財団法人自然公園財団

代表理事　熊谷　洋一　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

令和５年度国立公園等資源整備事業費補助金

（国立公園等多言語解説等整備事業）令和　年度事業報告書

令和 年 月 日付け財自公第 号で交付決定の通知を受けた国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等多言語解説等整備事業）について、交付規程第１５条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

別紙　事業報告書を添付する

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

　　　　責任者の所属部署・職名・氏名

　　　　担当者の所属部署・職名・氏名

　　　　連絡先（電話番号・Eメールアドレス等）

別紙

国立公園等資源整備事業費補助金

国立公園等多言語解説等整備事業報告書

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 | ＊該当事業の事業名称を記載 |
| 公園名及び実施地区名 | ＊　該当事業の公園名・地区名（集団施設地区等）・長距離自然歩道名を記載 |
| 対象年度 | ＊表題同様に事業報告の対象年度を記載（令和●年度）  補助金を申請した年度ではない |

［本事業の効果及び事業の普及性］

|  |
| --- |
| ＊報告対象年度における本事業による満足度向上に係る目標の達成状況と効果を記載する。  ＊事業の成果に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する。  特にホームページやSNSで発信されるとした事業者については、公開されていることが確認できるようにアドレス等を漏れなく含めて下さい。 |

[効果把握のための定量的指標に対する進捗状況]

|  |
| --- |
| ＊交付申請時に別紙３として提出した事業実施後使用見込等申告書に記載した効果把握のための定量的な指標・目標値に対する、報告対象年度の目標達成状況について記載する。 |

［効果的な事業にするための工夫］

|  |
| --- |
| ＊本事業の成果を踏まえ、地域での施策・取組、地域への貢献策（他の施設、地域内関係者、地方公共団体等への水平展開等）等について、報告対象年度に実施した内容を記載。 |

注　各記入欄の幅は変更可だが、全体としてA4用紙２枚に収めること。詳細については資料の添付も可とする。

**※ 本報告書及びその他情報提供について**

国際観光旅客税財源により実施した事業の検証・評価の実施

環境省では、国際観光旅客税により実施した事業における訪日外国人利用者数や地域の体験滞在の満足度等に関する検証・評価等の実施を予定しており、本報告書は環境省に提供するとともに、補助事業終了後もその検証等の実施に当たって必要となる資料等の提供を求める場合があります。